

令和元年第17回天草市教育委員会定例会会議録

1 期 日 令和元年12月19日(木)午後2時開会

2 場 所 天草市役所 第3会議室

3 本会議に出席した教育委員等

委 員	黒 鶴 進 治	委 員	木 下 えり子
委 員	蓑 田 えり	委 員	吉 森 啓 司
教 育 長	石 井 二三男		

4 本会議に欠席した教育委員

委 員 行 合 八恵子

5 本会議に出席した事務局職員

教 育 部 長	長 元 忠	教育総務課長	柴 田 和 人
生涯学習課長	岡 田 恵	学校給食課長	出 永 太
文化課長	丸 林 眞 吾	学校教育課審議員	小 森 直 哉
生涯学習課生涯学習推進係長	児 玉 洋 子	生涯学習課公民館係長	松 下 智 幸
生涯学習課中央図書館庶務係長	福 本 律 子	文化課課長補佐	植 木 剛
教育総務課課長補佐	出 永 圭 史		

6 本会議に付した議題等

(1) 議案

議第49号 天草市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (生涯学習課)

議第50号 天草市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(生涯学習課)

議第51号 天草市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(生涯学習課)

議第52号 天草市勤労青少年ホーム条例施行規則を廃止する規則の制定について

(生涯学習課)

(2) 協議・報告

(1) 令和2年1月行事予定について

(教育総務課)

7 会議の概要

(1) 開会

石井教育長： ただ今から、令和元年第17回天草市教育委員会定例会を開催する。傍聴人がいないことを確認する。

(2) 前回会議録の承認

石井教育長： 前回会議録であるが、何か意見はないか。ないようであれば承認してよろしいか。
(全員承認する)

(3) 教育長報告

石井教育長： 年も押し詰まってきた。インフルエンザが少しずつ流行ってきているが、有明中学校1年1クラス、本渡北小学校2年生1クラスの2クラスが現時点で閉鎖をしている。今

後、流行ってこなければ良いと思っている。また、本渡中学校の校長が人事異動ヒアリングで来庁し、本渡中学校は昨日まで関西方面へ修学旅行に行っていたとのことである。6人ほどインフルエンザで参加できなかったが、その内、何人かは途中で合流したとのことであった。学校もいろんなことを駆使しながら学校行事を行っている。以上報告を終わる。

石井教育長： それでは議事に入るが、その前に文化課から資料館における不適切な資料管理について説明をさせる。

丸林文化課長： 本日配布した資料をお願いする。先日の新聞報道等でご存知の委員もいらっしゃると思うが、概要及び対応等について報告する。文化課はキリシタン関連の資料館、歴史民俗資料館の計7つの資料館を所管している。これらの資料館には市民から預かった寄託資料も多く保管している。寄託資料について平成22年度に保有資料のデータベース化に取り組んでいたが、本渡歴史民俗資料館とロザリオ館で預かっていた資料に直接、油性ペンで番号を記すという不適切なマーキング処理を行った。経緯であるが平成22年度の作業であり、資料を整理する際に不適切な処理を行った。約10年間、明るみに出ず、本年2月初旬に寄託されている所有者から資料返却の依頼があり、返却したところ番号が記されていたため、そこで発見された。2月末に所有者からこれを復旧するなり、どう対処するのかの文書を受け取った。3月以降、他にどの様な資料があったのかの調査を行った。私も4月に異動してきており、前任者から引継いだところであるが、私も直接資料館に足を運び保管状態を確認した。その後、6月市議会で中尾議員から一般質問がなされ、12月市議会でも質問を受けた。市長が早々に寄託者にお詫びをし、現状復旧した資料の修復、補償について協議を行いたいと答弁された。原因としては、実際に作業したのは職員ではなく非常勤職員であったが、それを監督する職員が適切な指示をしていなかったと考えられる。当時、歴史民俗資料館には学芸員が配置されておらず、専門的な指示がなく、間違った作業をしてしまったと考えている。歴史民俗資料館では間違った作業をしてしまったが、キリシタン館及びコレジオ館には学芸員が配置されていたため、不適切な作業は行われなかった。結局10年間放置されたまま今日に至っている。今後の対応であるが、市長から市の責任において預かっていた資料の原状復旧を原則として取り組む。12月中に所有者へお詫びに行き、今後の修復方法について丁寧に説明し理解を得るよう指示があったところである。油性マジックを消すことができれば消し、金銭での補償、買い取りなど所有者の要望を聞きながら対応することとしている。貴重なもので歴史的価値のあるものを預かっており、ぜひとも資料館で保管したいものもあるので、このようなことも含め、所有者と連絡を取り問題の解決を図りたい。文化財については文化課が委任を受けているが、ロザリオ館にある潜伏キリシタン関連で県指定文化財27点のうち9点に番号が記されていたため、県教育委員会文化課にも毀損届を提出し、今後の対策について来週説明に行くこととしている。

石井教育長： 何か質問等はないか。

吉森委員： 平成22年度だけ行われたのか。

丸林文化課長： 平成22年度に一覧表を作成し、一覧表と文化財を照合したときのみである。

木下委員： 預かったものをどの様に照合しているのか。

丸林文化課長： ものには番号が記されていないので、紙を敷き写真を撮るなどして照合する。台帳と写真があるので見比べることができる。保管する際は紙等を付け保管する。

石井教育長： これはいけないことだと思わなかったのか。

丸林文化課長： 思わなかったのが不思議である。預かったものもあり、指定文化財もあるにも関わらず、普通のものと同じようにマジックで書く感覚しかなかったのではないかと思う。

木下委員： 預かったものにシールも貼ったらいけないのか。

丸林文化課長： 糊等が残ることがあるので貼ることはできない。

木下委員： その様なことを研修しなければならないのではないか。

丸林文化課長： 専門である学芸員は分かっている。指導もされていなかった。作業した職員も認識がなかった。中尾議員が一般質問をされたが、学芸員を採用し、しっかり管理していただきたいと要望された。ぜひそうしたいと思う。

蓑田委員： 資料館はアーカイブを市民の皆さんにも参加していただき、整理するのをオープンにしているところが良いと思っている。資料を整理する際に市民に参加してもらうことは続けていただきたい。

(4) 議案

議第49号 天草市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

石井教育長： それでは議案に入る。事務局より説明をお願いします。

岡田生涯学習課長： はじめに、「複合施設こころす条例の制定」に伴い、公民館条例、図書館条例及び生涯学習センター条例の一部改正、並びに勤労青少年ホーム条例の廃止について、8月の教育委員会において承認をいただき、この条例が市議会定例会において議決された。この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしているため、各施設の個別条例の施行規則の一部改正を提案するものである。提案理由は、複合施設こころすの設置に伴う各施設の個別条例の施行規則を改める必要があるためである。定例会資料の新旧対照表により主な改正点について説明する。

議案書の1ページをお願いします。議案資料1ページの新旧対照表をお願いします。第4条休館日を定めるものである。これまで休館日は条例に規定していたが、条例改正により規則に規定するものである。休館日については、これまでと変更ない。第5条利用時間は、複合施設こころす条例施行規則の利用時間と合わせて、午前8時30分から午後10時までとする。第6条公民館の利用から第9条破損等届出について、様式の統一を図るため、第10条様式の準用により、「この規則の規定による申請書その他の様式は、複合施設こころす条例施行規則の規定による申請書その他の様式を準用する。」等を加えるものである。また、第6条に規定する「天草市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」の条文を、「教育委員会」に統一するものである。次に、こころす内の他の施設との整合性を図る必要があるため、第8条第1項第2号に規定する使用料の還付の「既納使用料の100分の50」の条文を、「既納使用料の全額」に改めるものである。以上、審議をお願いします。

石井教育長： 事務局より説明があった。何か質問等はないか。何もなければ議第49号について承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第50号 天草市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

岡田生涯学習課長： 議案書3ページをお願いします。提案理由については、議第49号と同じである。議案資料4ページの新旧対照表をお願いします。まず、第4条休館日であるが、これまで休館日を条例に規定していたが、条例改正により規則に規定するものである。休館日はこれまでと変更はない。第5条利用時間について第1号の規定のとおり平日の午前9時から午後5時までとする。中央図書館にあっては、午前9時から午後7時までと改めるものである。牛深・御所浦・河浦の図書館にあっては1時間短縮し、複合施設こころすに集約化される中央図書館にあっては1時間延長するものである。同条第2号に規定する日曜日、土曜日及び休日の開館時間は、これまでと変更はない。補足説明であるが、図書館条例施行規則の一部改正については、本年6月に実施した中央図書館の時間延長及び牛深、御所浦、河浦の3図書館の時間短縮の試行の調査結果から利用者の意見等を踏ま

え、図書館の利用時間の見直しを行うものである。以上、審議をお願いする。

石井教育長： 事務局から説明があった。何か質問等はないか。何もなければ議第50号について承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第51号 天草市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いする。

岡田生涯学習課長： 議案書5ページをお願いする。提案理由は、複合施設ここらずに集約化される勤労青少年ホーム事業を、新設される中央生涯学習センターにおいて機能の充実を図ることとし、天草市生涯学習センター条例施行規則の一部を改めるものである。議案資料6ページの新旧対照表をお願いする。第2条休館日については、これまで休館日を条例に規定していたが、条例改正により規則に規定するものである。休館日はこれまでと変更はない。第3条利用時間について、第1項の規定のとおり、複合施設ここらず条例施行規則の利用時間と合わせて、午前8時30分から午後10時までとするものである。ただし書の、生涯学習センターについては、牛深地区の生涯学習センターである。休館日はこれまでと変更はない。午前9時から午後10時までを利用時間とするものである。第4条利用手続の規定のうち、「教育委員会」に統一するものである。第6条使用料の還付について、第3項第2号の規定のうち、「既納使用料の100分の50」を、「既納使用料の全額」に改める。これは、複合施設ここらず設置に伴う集約化される各施設の規則の統一を図るものである。様式第7号(第6条関係)を、様式第7号(第8条関係)に改める。これは条文の変更によるもので様式の変更はない。第9条様式の準用は、様式を天草市複合施設ここらず条例施行規則の規定による申請書その他の様式を準用するものである。以上、審議をお願いする。

石井教育長： 事務局から説明があった。何か質問等はないか。何もなければ議第51号について承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第52号 天草市勤労青少年ホーム条例施行規則を廃止する規則の制定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いする。

岡田生涯学習課長： 議案書8ページをお願いする。提案理由は、天草市勤労青少年ホーム条例の廃止に伴い、当該条例施行規則を廃止する必要があるためである。以上、審議をお願いする。

石井教育長： 事務局から説明があった。何か質問等はないか。何もなければ議第52号について承認してよろしいか。

(全員承認する)

(5) 協議・報告

(1) 令和2年1月行事予定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いする。

柴田教育総務課長： 定例会資料10ページをお願いする。1月の行事予定について掲載している。1月3日(金)には本渡、有明、倉岳、栖本、天草、河浦の6地区で成人式を行う。4日(土)には御所浦、新和、五和の3地区で成人式を行う。16日(木)には教育委員会定例会を14時から本会場で行う予定である。20日(月)13時から熊本県教育委員研修大会が熊本県庁で行われる。27日(月)にはふれあい給食を実施することとしている。31日(金)には亀場幼稚園の園訪問を行う。1月の行事予定については、以上のとおりである。

8 その他

石井教育長： その他であるが事務局又は教育委員から何かないか。

出永学校給食課長： 学校給食週間のふれあい給食について説明する。本日配布した資料をお願いする。学校給食週間の取組であるが、毎年1月24日から1週間を全国学校給食週間と定められている。学校給食は既に周知のことと思うが、明治22年、1889年に今からちょうど130年前に山形県鶴岡町の忠愛小学校で弁当をもってこられない子どもたちのために始まって以来、各地に広まったといわれている。戦争も終わって、世の中が落ち着いた昭和21年12月24日より学校給食が再開され、これを記念し学校の冬季休業と重ならない1月24日から30日までの1週間を学校給食週間として学校給食による教育効果を促進する観点から、全国的にも学校給食に関する各種の行事が実施されている。本市の各小中学校においても、各種行事を計画していただいていると思う。教育委員会としても、配布資料のとおり市長、副市長、教育長及び教育委員にも小学校でふれあい給食に参加していただきたいと思っており、昨年同様、計画させていただいた。それぞれ対応していただきたい。実施日を令和2年1月27日に計画していたが、有明小学校、牛深東小学校、栖本小学校については授業参観の振替休日と重なったため、日程の変更をさせていただく。有明小学校及び栖本小学校は1月29日、牛深東小学校については28日・29日・30日のいずれかの日になるかと思っているが、最終的には23日に決定したいとのことであったので、連絡がありしだい黒鶴委員には連絡させていただく。どうぞ協力をお願いする。

岡田生涯学習課長： 先ほど、図書館条例施行規則の一部改正について審議していただいたが、3図書館については、時間短縮を行うことになる。今後は、移動図書館の充実や、読書活動推進事業などのサービスの充実を図るよう職員一同努めたいと考えている。ご理解いただきたい。施設の複合化により、集約化される関係部署等との事業の展開が期待される。図書館が生涯学習の拠点として、学習の機会や学習情報の提供につなげていくよう努めていかなければならないと考えている。次に市立図書館の休館のお知らせをする。牛深、河浦、御所浦図書館は年末年始の12月29日（日）から1月3日（金）まで休館となる。年末年始以外は通常通りである。なお、中央図書館においては、4月1日オープン予定の複合施設こころすへの移転準備作業のため、年末年始の休館を含む来年3月31日（火）まで休館する。迷惑をかけるがご理解をお願いしたい。また、これを機会に3図書館の利用をお願いする。また、図書館だより12月号及びビブリオバトルの体験会（グループ内での本の紹介）について、体験会への参加、見学もできるのでご案内する。「熊本の心」にちなんだ作文の出品では、五和小6年宮崎さんの作文が入賞されたのでお知らせする。最後に2点、まず、成人式の正式な行程表を机上に配付している。年始早々ではあるがよろしくをお願いしたい。生涯学習課・各支所担当者名を明記しているので、何かあったら連絡をお願いしたい。2点目「天草市教育力活性化大会～挑戦する心は元気な地域がつくる～」の開催についてご案内する。天草市の教育の現状についての理解を深め、教育のあり方や方向性を見定める機会として、2月1日（土）13時から開会する。オープニングアトラクションには、倉岳小学校による宮田棒踊り、実践発表（学校部門）では、牛深東中学校生徒会による発表及び学校と地域をつなぐ人として、地域学校協働活動推進員の向博俊統括コーディネーターに具体例及び成果を紹介。今年度までに取り組まれている3校「本渡北小・楠浦小・亀川小」のほか、6地域の「倉岳、牛深、牛深東、栖本、新和、五和」の小中学校の取組活動をわかりやすく、具体例を挙げて成果を報告。この事業は、令和2年度、全地域に拡げていく計画で、新たに取組まれる小中学校の先生方には、参考にさせていただけると思う。記念講演では、静岡大学教育学部講師で、農学博士、生物学者の加藤英明さんを招く。加藤さんは、学校や地域社会において環境教育活動など、メディアでもご活躍中の方であるので子どもも楽しめると思っている。以上である。

石井教育長： 他に事務局から何かないか。なければ本日の会議を閉じる。お疲れ様でした。